

京都市告示第380号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
梅津緯4号 線	右京区梅津坂本町28番地の28地先から 同町25番地の3地先まで	旧	メートル 15.40	メートル 5.10 ~ 5.25
		新	15.40	5.00 ~ 6.10

(建設局土木管理部道路明示課)